

更新 月日	設置 ファイル名	更新 ページ	項目	更新内容																																								
				変更前	変更後																																							
	公募要領＜個人申請編＞ 公募要領＜法人申請編＞	P 7 2	5. 事業の実施 補助事業の開始～補助金支払い 5－3. 【複数年度事業 本年度（1年目）】 補助事業の開始～完了 （1） 補助事業の開始	・ 交付決定通知を受領し、交付決定番号を得た後に補助事業（BELSの取得）に着手してください。 ・ 交付決定通知を受領し、交付決定番号を得た後にZEHポータルから「補助対象工事未着手証明書」をダウンロードし、作成してください。 【交付決定前に確認済証を取得済である場合の追加書類】 ① 建設住宅性能評価書取得予定の場合：基礎配筋検査合格証 ② 住宅瑕疵担保責任保険に加入予定の場合：基礎配筋現場検査結果通知書 ③ 上記①②に当てはまらない場合：基礎コンクリート納品書	交付決定通知を受領し、交付決定番号を得た後に補助事業（BELSの取得）に着手してください。																																							
5/21	公募要領＜個人申請編＞ 公募要領＜法人申請編＞	P 7 3	5. 事業の実施 補助事業の開始～補助金支払い 5－4. 【複数年度事業 本年度（1年目）】 完了実績報告～補助金支払い （1） 本年度（1年目）の完了実績報告及び補助金の額の確定	提出資料一覧 ZEHポータルへのデータアップロードにより申請 <table><thead><tr><th>No.</th><th>提出資料</th><th>詳細</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>補助対象工事未着手証明書</td><td>ZEHポータルからダウンロードした規定様式に記入の上、提出すること。 交付決定前に確認済証を取得している場合は、追加書類も提出すること。（P 7 2参照）</td></tr><tr><td>2</td><td>平面図、立面図（BELS申請時に提出したもの）</td><td>評価機関に提出したもの（評価機関の押印があるもの）に添える。</td></tr><tr><td>3</td><td>BEL S</td><td>・ 評価書には、交付申請時に添したZEHランクの省エネ性能表示を取得していること。 ・ 交付決定日以降の日付であること。</td></tr><tr><td>4</td><td>一次エネルギー消費量計算結果（住宅版） Ver.3.60以降のもの（BELS申請時に提出したもの）</td><td>評価機関に提出した一次エネルギー消費量計算結果（評価機関の押印があるもの）を提出すること。</td></tr><tr><td>5</td><td>外皮計算書（BELS申請時に提出したもの） （建設住宅性能評価書を取得する場合は提出不要）</td><td>交付決定を受けた住宅の「外皮平均熱貫流率」及び「潮房期の外皮平均日射熱取得率」等の 値となる計算書も提出すること。 なお、評価機関に提出したものの（評価機関の押印があるもの）に添える。</td></tr><tr><td>6</td><td>補助金の振込先が確認できる資料</td><td>補助事業費名義の口座であること。</td></tr></tbody></table> （注1）資料には補助事業費名義が記載されていること。 （注2）確認済証は後年度（2年目）の申請時に提出すること。	No.	提出資料	詳細	1	補助対象工事未着手証明書	ZEHポータルからダウンロードした規定様式に記入の上、提出すること。 交付決定前に確認済証を取得している場合は、追加書類も提出すること。（P 7 2参照）	2	平面図、立面図（BELS申請時に提出したもの）	評価機関に提出したもの（評価機関の押印があるもの）に添える。	3	BEL S	・ 評価書には、交付申請時に添したZEHランクの省エネ性能表示を取得していること。 ・ 交付決定日以降の日付であること。	4	一次エネルギー消費量計算結果（住宅版） Ver.3.60以降のもの（BELS申請時に提出したもの）	評価機関に提出した一次エネルギー消費量計算結果（評価機関の押印があるもの）を提出すること。	5	外皮計算書（BELS申請時に提出したもの） （建設住宅性能評価書を取得する場合は提出不要）	交付決定を受けた住宅の「外皮平均熱貫流率」及び「潮房期の外皮平均日射熱取得率」等の 値となる計算書も提出すること。 なお、評価機関に提出したものの（評価機関の押印があるもの）に添える。	6	補助金の振込先が確認できる資料	補助事業費名義の口座であること。	本年度（1年目）の完了実績報告時の提出資料一覧から「補助対象工事未着手証明書」を削除し、 後年度（2年目）の申請時に提出するよう（注2）に追記。 提出資料一覧 ZEHポータルへのデータアップロードにより申請 <table><thead><tr><th>No.</th><th>提出資料</th><th>詳細</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>平面図、立面図（BELS申請時に提出したもの）</td><td>評価機関に提出したもの（評価機関の押印があるもの）に添える。</td></tr><tr><td>2</td><td>BEL S</td><td>・ 評価書には、交付申請時に添したZEHランクの省エネ性能表示を取得していること。 ・ 交付決定日以降の日付であること。</td></tr><tr><td>3</td><td>一次エネルギー消費量計算結果（住宅版） Ver.3.60以降のもの（BELS申請時に提出したもの）</td><td>評価機関に提出した一次エネルギー消費量計算結果（評価機関の押印があるもの）を提出すること。</td></tr><tr><td>4</td><td>外皮計算書（BELS申請時に提出したもの） （建設住宅性能評価書を取得する場合は提出不要）</td><td>交付決定を受けた住宅の「外皮平均熱貫流率」及び「潮房期の外皮平均日射熱取得率」等の 値となる計算書も提出すること。 なお、評価機関に提出したものの（評価機関の押印があるもの）に添える。</td></tr><tr><td>5</td><td>補助金の振込先が確認できる資料</td><td>補助事業費名義の口座であること。</td></tr></tbody></table> （注1）資料には補助事業費名義が記載されていること。 （注2）補助対象工事未着手証明書及び確認済証は後年度（2年目）の申請時に提出すること。	No.	提出資料	詳細	1	平面図、立面図（BELS申請時に提出したもの）	評価機関に提出したもの（評価機関の押印があるもの）に添える。	2	BEL S	・ 評価書には、交付申請時に添したZEHランクの省エネ性能表示を取得していること。 ・ 交付決定日以降の日付であること。	3	一次エネルギー消費量計算結果（住宅版） Ver.3.60以降のもの（BELS申請時に提出したもの）	評価機関に提出した一次エネルギー消費量計算結果（評価機関の押印があるもの）を提出すること。	4	外皮計算書（BELS申請時に提出したもの） （建設住宅性能評価書を取得する場合は提出不要）	交付決定を受けた住宅の「外皮平均熱貫流率」及び「潮房期の外皮平均日射熱取得率」等の 値となる計算書も提出すること。 なお、評価機関に提出したものの（評価機関の押印があるもの）に添える。	5	補助金の振込先が確認できる資料	補助事業費名義の口座であること。
No.	提出資料	詳細																																										
1	補助対象工事未着手証明書	ZEHポータルからダウンロードした規定様式に記入の上、提出すること。 交付決定前に確認済証を取得している場合は、追加書類も提出すること。（P 7 2参照）																																										
2	平面図、立面図（BELS申請時に提出したもの）	評価機関に提出したもの（評価機関の押印があるもの）に添える。																																										
3	BEL S	・ 評価書には、交付申請時に添したZEHランクの省エネ性能表示を取得していること。 ・ 交付決定日以降の日付であること。																																										
4	一次エネルギー消費量計算結果（住宅版） Ver.3.60以降のもの（BELS申請時に提出したもの）	評価機関に提出した一次エネルギー消費量計算結果（評価機関の押印があるもの）を提出すること。																																										
5	外皮計算書（BELS申請時に提出したもの） （建設住宅性能評価書を取得する場合は提出不要）	交付決定を受けた住宅の「外皮平均熱貫流率」及び「潮房期の外皮平均日射熱取得率」等の 値となる計算書も提出すること。 なお、評価機関に提出したものの（評価機関の押印があるもの）に添える。																																										
6	補助金の振込先が確認できる資料	補助事業費名義の口座であること。																																										
No.	提出資料	詳細																																										
1	平面図、立面図（BELS申請時に提出したもの）	評価機関に提出したもの（評価機関の押印があるもの）に添える。																																										
2	BEL S	・ 評価書には、交付申請時に添したZEHランクの省エネ性能表示を取得していること。 ・ 交付決定日以降の日付であること。																																										
3	一次エネルギー消費量計算結果（住宅版） Ver.3.60以降のもの（BELS申請時に提出したもの）	評価機関に提出した一次エネルギー消費量計算結果（評価機関の押印があるもの）を提出すること。																																										
4	外皮計算書（BELS申請時に提出したもの） （建設住宅性能評価書を取得する場合は提出不要）	交付決定を受けた住宅の「外皮平均熱貫流率」及び「潮房期の外皮平均日射熱取得率」等の 値となる計算書も提出すること。 なお、評価機関に提出したものの（評価機関の押印があるもの）に添える。																																										
5	補助金の振込先が確認できる資料	補助事業費名義の口座であること。																																										
8/27	公募要領＜個人申請編＞	P 1 4	2. 事業概要 2－5. 補助対象住宅	補助対象となる住宅 <table><tbody><tr><td>1</td><td>申請者が、常時居住する住宅であること。^{※1} ・ 申請者は、事業完了後^{※2}速やかに補助対象となる住宅に居住すること。 完了実績報告^{※3}の提出日までに補助対象住宅に居住していない場合は、原則補助金を交付できません。</td></tr><tr><td>2</td><td>・ 二世帯住宅において、二世帯各々で申請する場合は区分登記が必要です。区分登記された登記事項証明書等 （表題部のみ）を完了実績報告^{※3}時に提出してください。 区分登記ができないものは、1世帯の申請とします。 ・ 別荘、セカンドハウス等は補助対象外です。</td></tr><tr><td>3</td><td>ZEH又はZEH+の交付要件を満たす住宅であること。</td></tr></tbody></table>	1	申請者が、常時居住する住宅であること。 ^{※1} ・ 申請者は、事業完了後 ^{※2} 速やかに補助対象となる住宅に居住すること。 完了実績報告 ^{※3} の提出日までに補助対象住宅に居住していない場合は、原則補助金を交付できません。	2	・ 二世帯住宅において、二世帯各々で申請する場合は区分登記が必要です。区分登記された登記事項証明書等 （表題部のみ）を完了実績報告 ^{※3} 時に提出してください。 区分登記ができないものは、1世帯の申請とします。 ・ 別荘、セカンドハウス等は補助対象外です。	3	ZEH又はZEH+の交付要件を満たす住宅であること。	No.2から「二世帯住宅において、二世帯各々で申請する場合は区分登記が必要です。区分登記された登記事項証明書等 （表題部のみ）を完了実績報告時に提出してください。」を削除。 「申請単位はBELSの住戸評価に係る評価書1件につき1申請であることを追記。 補助対象となる住宅 <table><tbody><tr><td>2</td><td>申請者が、常時居住する住宅であること。^{※1} ・ 申請者は、事業完了後^{※2}速やかに補助対象となる住宅に居住すること。 完了実績報告^{※3}の提出日までに補助対象住宅に居住していない場合は、原則補助金を交付できません。 ・ 別荘、セカンドハウス等は補助対象外です。</td></tr><tr><td>3</td><td>ZEH又はZEH+の交付要件を満たす住宅であること。</td></tr><tr><td>4</td><td>申請単位はBELSの住戸評価に係る評価書1件につき1申請であることを追記。</td></tr></tbody></table>	2	申請者が、常時居住する住宅であること。 ^{※1} ・ 申請者は、事業完了後 ^{※2} 速やかに補助対象となる住宅に居住すること。 完了実績報告 ^{※3} の提出日までに補助対象住宅に居住していない場合は、原則補助金を交付できません。 ・ 別荘、セカンドハウス等は補助対象外です。	3	ZEH又はZEH+の交付要件を満たす住宅であること。	4	申請単位はBELSの住戸評価に係る評価書1件につき1申請であることを追記。																											
1	申請者が、常時居住する住宅であること。 ^{※1} ・ 申請者は、事業完了後 ^{※2} 速やかに補助対象となる住宅に居住すること。 完了実績報告 ^{※3} の提出日までに補助対象住宅に居住していない場合は、原則補助金を交付できません。																																											
2	・ 二世帯住宅において、二世帯各々で申請する場合は区分登記が必要です。区分登記された登記事項証明書等 （表題部のみ）を完了実績報告 ^{※3} 時に提出してください。 区分登記ができないものは、1世帯の申請とします。 ・ 別荘、セカンドハウス等は補助対象外です。																																											
3	ZEH又はZEH+の交付要件を満たす住宅であること。																																											
2	申請者が、常時居住する住宅であること。 ^{※1} ・ 申請者は、事業完了後 ^{※2} 速やかに補助対象となる住宅に居住すること。 完了実績報告 ^{※3} の提出日までに補助対象住宅に居住していない場合は、原則補助金を交付できません。 ・ 別荘、セカンドハウス等は補助対象外です。																																											
3	ZEH又はZEH+の交付要件を満たす住宅であること。																																											
4	申請単位はBELSの住戸評価に係る評価書1件につき1申請であることを追記。																																											
	公募要領＜個人申請編＞ 公募要領＜法人申請編＞	P 4 6	3. 交付要件 3－5. 選択要件及び追加設備等の交付要件 （6） 高度エネルギーマネジメント ①HEMSの機器要件 d	計測されたデータの表示ができること。（ただし、二世帯住宅や非居住部分があり分割してBELSを取得している場合、 エネルギー計算に含まない範囲は計測対象から外すこと）	計測されたデータの表示ができること。（ただし、非居住部分があり住戸部分でBELSを取得している場合、エネルギー計算 に含まない範囲は計測対象から外すこと）																																							